

身体拘束等の適正化及び対応マニュアル

「社会福祉法人立葵会」

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- 1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則廃止
原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

身体拘束・行動制限禁止の対象となる身体的行為11項目

- ①徘徊しないように、車椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、車椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、機能制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、つなぎ服を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束等が一時的であること。

3) 身体拘束等がもたらす弊害

- ① 身体的弊害
 - ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や褥瘡発生などの外的弊害
 - ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
 - ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性
- ② 精神的弊害
 - ・生きる意欲の低下
 - ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
 - ・家族に与える精神的苦痛（罪悪感や後悔）
- ③ 社会的弊害
 - ・看護・介護職員自身の士気の低下
 - ・介護施設等に対する社会的な不信、偏見を招く恐れ
 - ・心身機能低下によるQOLお低下、さらには医療的処置が生じる事による経済的影響

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

- 1) 身体拘束等適正化委員会の設置
支援サービス事業所では、身体拘束適正化に努める観点から、「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

3. 身体拘束等の適正化の研修に関する事項

- 1) 身体拘束等の適正化の研修を定期的に年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず身体拘束等適正化を含む虐待防止のための研修を実施する。
- 2) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録する。

4. 身体拘束等発生時の対応方法に関する事項

- 1) 身体拘束等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を

- 問わず、厳正に対処する。
- 2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- 3) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応と手順
本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行う事とする。
- ① 利用前
 - ・ 事前の情報でやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会にて協議する。
 - ・ 身体拘束等の内容、時間等について、サービス計画等に記載し、利用者、及び家族に対し事業所管理者が説明を行い「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式 1）を以って同意を得る。
 - ② 利用時
 - ・ 利用中の経過からやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正委員会において、その理由・方法・時間帯や時間・特記すべき心身の状況・開始及び解除の予定等について協議検討して議事録に残す。また身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）は、その状況について確認、検討し議事録に残す。
 - ③ 緊急時
 - ・ 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、事業所職員全体で協議しその理由をサービス提供記録等に記録する。その後の対応については身体拘束等適正委員会において協議する。
 - ・ 家族への説明は翌日までに事業所管理者が行い同意を得る。
 - ④ 身体拘束等の継続と解除
 - ・ 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式 2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
 - ・ 身体拘束等適正化委員会に置いて協議し、継続か解除かの検討を行う。
 - ・ 身体拘束等の継続の場合は、引き続き日比の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式 3）に記録する。
 - ・ 身体拘束等解除の場合は事前又は即日、事業所管理者より家族等に身体拘束等解除について説明し土井を得る。
 - ⑤ 身体拘束等実施時の記録について
 - （様式 1）「身体拘束・行動制限に関する説明書」
 - （様式 2）「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）」
 - （様式 3）「身体拘束経過記録」
 - ・ 上記の記録については、当該事業所にて5年間保管する。

（付則）

このマニュアルは令和7年4月1日より施行する。